

庁名 神戸地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8		10	5	5	10	10	6150円	6,000円 相手方が1名増すごとに2,000円追加 (※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	相手方が1名増すごとに2,440円を追加 (内訳) 500円・110円を各4枚
	控訴	10		6	6	10	10	6	7020円	7,000円 当事者が1名増すごとに3,700円追加 (※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに3,730円を追加 (内訳) 500円・50円・20円を各5枚 110円・100円・10円を各4枚
	抗告	2		15	5	5	5	5	3550円	3,500円 当事者が1名増すごとに2,000円追加 (※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに2,100円を追加 (内訳) 500円・100円を各2枚、 110円を6枚、50円・20円・10円を各3枚
	再抗告	4	6	10	6		11	9	6110円	6,100円 当事者が1名増すごとに2,300円追加 (※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに2,340円を追加 (内訳) 500円・350円・100円を各2枚、110円を4枚
	上告	4	6	10	6		11	9	6110円	6,100円 当事者1名増えるごとに2,300円追加 (※郵送費用を電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増すごとに2,340円を追加 (内訳) 500円・350円・100円を各2枚、110円を4枚
民事調停	民事調停			5		5	5	5	950円	1,000円 被告が1名増すごとに200円追加 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	相手方が1名増すごとに、190円分を追加 (内訳) 110円1枚、50円1枚、20円1枚、10円1枚
民事執行	担保不動産競売申立て								0円	700,000円	不動産5個を超える場合は5個ごとに10万円加算。 (※郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。)
	強制競売申立て								0円	700,000円	不動産5個を超える場合は5個ごとに10万円加算。 (※郵便切手は不要。必要に応じて予納金から支出します。)
	債権差押命令申立て (債務者・第三債務者1名ずつ、陳述催告あり)	4		7		1	1		2840円		※執行費用の上限(差押命令正本送達費用等として計上できる上限)は2,730円(第三債務者が複数の場合は、郵便切手の合計額－第三債務者の数×110円) ※第三債務者が1名増えるごとに1,510円(1,290円+110円×2)を増やす。 (第三債務者は送達場所ごとに1名と計算してください。) ※債務者が1名増えるごとに1,220円を増やす。 ※事案によってはさらに追納が必要な場合がありますので、裁判所から連絡があった場合には追納してください。
	債権差押命令申立て (債務者・第三債務者1名ずつ、陳述催告なし)	4		5					2550円		※執行費用の上限(差押命令正本送達費用等として計上できる上限)は郵便切手の合計額と同じ ※第三債務者が1名増えるごとに1,220円を増やす。 (第三債務者は送達場所ごとに1名と計算してください。) ※債務者が1名増えるごとに1,220円を増やす。 ※事案によってはさらに追納が必要な場合がありますので、裁判所から連絡があった場合には追納してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
	財産開示								0円	8,000円 ※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については備考欄の郵便切手を納付してください。)	※郵便切手で納付する場合 郵便切手 8,250円(内訳:500円:10枚、100円:25枚、50円:5枚、20円:20枚、10円:10枚)
	情報取得(預貯金)								0円	5,000円 ※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については各支部にお問い合わせください。)	※第三者が1名増えるごとに4,000円を増やす。 ※予納金とは別に直送用の封筒(①第三者の数の110円郵便切手を貼った封筒(A4三折りサイズ)、又は②レターボックスのどちらか)を添付してください。
	情報取得(給与)								0円	6,000円 ※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については各支部にお問い合わせください。)	※第三者が1名増えるごとに4,000円を増やす。
	情報取得(不動産)								0円	6,000円 ※本庁・尼崎支部・姫路支部・豊岡支部・社支部の扱い(その他の支部については各支部にお問い合わせください。)	
保全	債権仮差押 (陳述催告を含む場合)	6		8		1	1		3950円		第三債務者が1名増すごとに(1,290円分+110円×2)増やす 債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	6		4		2	4		3620円		* 滞差があれば(110円)×滞差斤の数 債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	不動産仮処分(占有移転禁止)	4		4					2440円		債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	仮の地位を定める仮処分(要審尋)	4		4	4	2	2	1	2990円		債務者が1名増すごとに(1,220円分+70円分+410円分)増やす
	担保取消(取下げと同時の場合)(事由止み) (不動産仮差押・仮処分)	4		2		2	4		2400円		債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす * 滞差があれば(110円)×滞差斤の数 別途収入印紙を要する
	担保取消(取下げと同時の場合)(事由止み)(債権仮差押)	2		3					1330円		第三債務者が1名増すごとに(110円分)増やす 債務者が1名増すごとに(1,220円分)増やす
	担保取消(取下げと同時の場合)(同意) (不動産仮差押・不動産仮処分)	2		1		2	4		1290円		債務者が1名増すごとに(110円分)増やす * 滞差があれば(110円)×滞差斤の数 別途収入印紙を要する
	担保取消(取下げと同時の場合)(同意)(債権仮差押)			2					220円		第三債務者が1名増すごとに(110円分)増やす 債務者が1名増すごとに(110円分)増やす
	担保取消(取下げと同時の場合)(権利行使催告) (不動産仮差押・不動産仮処分)	6		4		2	4		3620円		債務者が1名増すごとに(1,220円分×2)増やす * 滞差があれば(110円)×滞差斤の数 別途収入印紙を要する
	担保取消(取下げと同時の場合)(権利行使催告)(債権仮差押)	4		5					2550円		第三債務者が1名増すごとに(110円分)増やす 債務者が1名増すごとに(1,220円分×2)増やす
破産関係	破産								0円	同席事件13,046円 管財事件は個別にご確認ください。	同席事件は郵便切手110円×債権者数、申立人代理人宛て郵送の場合はプラス110円と1,220円 管財事件は個別にご確認ください。
	通常再生、会社更生	5			20	20	10	30	6000円	個別にご確認ください。	郵便切手についても、大型事件は個別にご確認ください。
	個人再生			30				10	3400円	15,120円	
	特別清算			11					1210円	和解型9,632円 協定型2万円プラスα	申立人代理人宛て郵送の場合はプラス1,220円
保護命令	保護命令	2		5	7	3	20	20	3000円		

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円			
労働審判	労働審判	4		10		10	10	10	3900円	3,500円 (※郵送費用を電子納付する 場合、郵便切手で納付する 際は、不要。)	